

# 研究会規程

(平成 29 年 2 月 20 日制定)

(2025 年 9 月 2 日改正)

## (理念)

第 1 条 電子情報通信学会研究会は、多くの研究者が集い、研究者の自由な発想で本学会の理念を具現化する場である。本学会は、研究会開催を重要な事業の一つとして、場・機会の提供、運営の補助、時に会員の共通の目的のための先導的役割を負う。その内容として、学術の発展、産業の興隆並びに人材の育成の促進のための様々な議論も許容する。活動分野として、学術・産業の中核である分野とともに、今後の発展の可能性を持つ新たな分野においても活動を行う。

## (本規程の目的と研究会形態)

第 2 条 本規程は、ソサイエティ規程第 3 条ロ号に規定する研究会の開催ならびに技術研究報告の発行に関する事業を行うに当たり、第 1 条の理念を実現するため、各ソサイエティ/グループが適切な研究会運営を行えるようにすることを目的とし、研究会は、下記の形態で開催することができるものとする。

(ア) 第一種研究会

(イ) 第二種研究会

(ウ) 第三種研究会

## (運営組織)

第 3 条 各ソサイエティ/グループは第 2 条で定めた研究会を運営する組織として、下記の委員会をおくことができる。

(ア) 研究専門委員会

(イ) 特別研究専門委員会

## (研究会の体制・任務)

第 4 条 第一種研究会は、次に述べる体制で運営することとする。

### 1. 目的

第一種研究会は、学会の基幹分野における研究成果の発表・討論を行い、担当分野の学問・技術の発展・普及を図ることを目的とする。

### 2. 運営

第一種研究会の運営は、各ソサイエティ／グループの運営規程に従い研究専門委員会、特別研究専門委員会（以下本条では総称して両研究専門委員会という）が行うことができる。

### 3. 研究会の開催

両研究専門委員会は、類似分野内では定期的に研究会を開催することを前提に各ソサイエティ／グループにより決定された回数第一種研究会を開催する。開催日時、会場等は会誌会告欄に掲載する。

### 4. 研究会の開催形式

両研究専門委員会は、それぞれの目的を達成するため各ソサイエティ／グループの承認の元、適切な形式で公開を原則とした第一種研究会を企画する。

### 5. 研究会資料

研究発表資料として、両研究専門委員会は第9条に定義される技術研究報告を発行することができる。

### 6. 研究会の運営事務

第一種研究会の運営に伴う事務は学会の事務局が担当する。

### 7. 会計

第一種研究会の収支は、ソサイエティ規程第13条及び第14条に定めるソサイエティ事業収支、第15条に定めるところによるグループ事業収支に包含されるものとして事業を行うソサイエティ又はグループが管理する。

第5条 第二種研究会は、次に述べる体制で運営することとする。

### 1. 目的

第二種研究会は、自由な形式の研究会（討論中心のワークショップ、勉強会、新分野を扱うシンポジウム、研究テーマの調査研究会等）であり、担当分野の学問・技術の発展・普及を図ることを目的とする。

### 2. 運営

第二種研究会の運営は、各ソサイエティ／グループの運営規程に従い研究専門委員会、特別研究専門委員会（以下本条では総称して両研究専門委員会という）が行うことができる。

### 3. 研究会の開催

両研究専門委員会は、随時第二種研究会を開催する。第二種研究会の開催日時、会場、内容、連絡先等は会誌会告欄に掲載することができる。

### 4. 研究会の開催形式

両研究専門委員会は、それぞれの目的を達成するため、公開を原則として適切な形式で第二種研究会を企画する。

5. 研究会資料

第二種研究会資料の著作権は原則として著者に帰属する。

6. 研究会の運営事務

第二種研究会の運営に伴う事務および資料の作成等は、両研究専門委員会がその責任において行う。

7. 共益費用

第二種研究会は、本学会における共益活動の費用として事業を行うソサイエティ又はグループが定める割合の収入額を拠出する。

8. 会計

第二種研究会の収支は、運営する研究専門委員会又は特別研究専門委員会、及び事業を行うソサイエティ又はグループが収支を均衡させる責任を共同で担って管理する。但し、前第7項に定める共益活動の費用は、事業を行うソサイエティ又はグループが管理する。

9. 他学会との共催

共催する場合は、著作権等、共催の条件について事前に共催する相手方と協議するものとする。

第6条 第三種研究会は、次に述べる体制で運営することとする。

1. 目的

第三種研究会は、学会の近傍新分野の探索、将来の研究テーマの調査を行うことを目的とする。

2. 運営

第三種研究会の運営は、原則として各ソサイエティ／グループが行うが、必要に応じて、運営のための委員会をおくことができる。

3. 研究会の運営事務

第三種研究会の運営に伴う事務、資料の作成等は、各ソサイエティ／グループの責任において行う。

4. 共益費用

第三種研究会は、本学会における共益活動の費用として事業を行うソサイエティ又はグループが定める割合の収入額を拠出する。

5. 会計

第三種研究会の収支は、事業を行うソサイエティ又はグループが各々の事業収支の一部として管理する。

(研究専門委員会の体制・任務)

- 第7条 研究専門委員会は、本学会・各ソサイエティ/グループの中核となる分野において学術の発展、産業の興隆並びに人材の育成の促進を目的とし活動を行う。
2. 研究専門委員会の構成（新設・統廃合を含む）および研究専門委員の構成・任期・任務については、ソサイエティ規程あるいは所属するソサイエティ/グループの運営規程に定めるところによる。
  3. 研究専門委員会は、原則として第一種研究会開催を義務とし、また第二種研究会を開催することができる。
  4. 研究専門委員会は、所属するソサイエティ/グループの運営規程に定めるところにより一定の活動費を所属するソサイエティ/グループより受ける。
  5. その他本規程に記載がない事項は、所属するソサイエティ/グループの運営規程に定めるところによる。

(特別研究専門委員会の体制・任務)

- 第8条 特別研究専門委員会は、世界および日本の学術・産業において今後の発展の可能性を持つ新たな分野において本学会が先導的役割を担い戦略的に取り組むことを目的とし活動を行う。
2. 特別研究専門委員会の構成（新設・統廃合を含む）および研究専門委員の構成・任期・任務については、ソサイエティ規程あるいは所属するソサイエティ/グループの運営規程に定めるところによる。
  3. 特別研究専門委員会は、第二種研究会開催を主とするが、所属するソサイエティ/グループの承認の元、第一種研究会を開催することができる。
  4. 特別研究専門委員会の収支は、所属するソサイエティ又はグループが収支を均衡させる責任を当該特別研究専門委員会と共同で担って管理する。
  5. その他本規程に記載がない事項は、所属するソサイエティ/グループの運営規程に定めるところによる。

(技術研究報告)

- 第9条 第4条に記載された第一種研究会において、参加者間の議論を活発化するための資料として発行される。
2. 技術研究報告は紙媒体もしくは電子媒体として作成・販売することができる。技術研究報告の著作権は学会に帰属する。

3. 技術研究報告の作成・販売は各ソサイエティ/グループの依頼により学会の事務局が担当する。
4. 複数の研究専門委員会および特別研究専門委員会が共催する第一種研究会においては、一冊の冊子体もしくは、一つのデータ群として作成・販売することができる。
5. 研究専門委員会は、原則として1シリーズの技術研究報告群を作成・販売するが、所属するソサイエティ/グループの運営規程に定めるところにより、類似分野の複数の研究専門委員会および特別研究専門委員会でまとめた技術研究報告群を作成・販売することができる。

(規程改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

1. 2025年9月2日改正に伴い廃止。
2. 本規程において、類似分野の研究会および研究専門委員会とは、当該研究会および研究専門委員会に参加する研究者の多くが重なるような研究会および研究専門委員会のことをいう。
3. 本規程は、研究会運営基準内規を継承するものであり、本規程施行と同時に研究会運営基準内規は廃止とする。
4. 本規程施行と同時に、その時点で各ソサイエティ/グループが持つ、研究会運営基準内規に定める研究専門委員会および時限研究専門委員会は、それぞれ本規程に定める研究専門委員会および特別研究専門委員会と変更するものとする。
5. 各ソサイエティ/グループは、本規程施行までに各ソサイエティ/グループにおける関連する規程等を速やかに新設および改廃を行わなければならないが、施行後一時的に新設および改廃が間に合わない場合は、研究会連絡会への報告の上、研究会運営基準内規による基準を継続して運用ができるものとする。
6. 本規程は平成29年6月1日より施行する。

附 則 (2025年9月2日改正)

本規程の改正は、2026年4月1日以降に開催する研究会から適用する。